

定 款

社団法人 群馬県畜産協会

社団法人 群馬県畜産協会定款

平成 12 年 4 月 1 日 制 定
平成 13 年 8 月 1 日 一部改正
平成 15 年 4 月 1 日 一部改正
平成 15 年 7 月 1 日 一部改正
平成 17 年 7 月 1 日 一部改正
平成 18 年 4 月 1 日 一部改正
平成 19 年 4 月 1 日 一部改正
平成 21 年 7 月 1 日 一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人群馬県畜産協会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を群馬県前橋市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、畜産経営の安定向上と良質な畜産物の生産に貢献し、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

畜産に関する生産の振興及び経営の安定

畜産に関する指導、調査、研究及び指導員の育成

畜産に関する知識の普及啓発及び情報の提供

家畜の伝染性疾病の予防

畜産物に関する生産衛生の指導及び検査

畜産ヘルパーの利用体制の拡充及び普及の推進

家畜・畜産物の価格変動による損失補てん

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）に基づく生産者補給金の交付

家畜改良増殖法に定める家畜登録機関が行う登録検定、登記及び証明関係事務に関する取り扱い業務

家畜の改良増殖に関する指導・登録知識の普及向上

家畜・畜産物の流通及び消費の促進

家畜・畜産物の需給調整

畜産関係団体の連携
畜産に関する受託業務
畜産に関する職業紹介事業
その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(資 格)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した団体または個人で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、次に掲げる書類を添付して、会長に申し込まなければならない。

定款若しくは寄附行為又はこれにかわる規定

住所及び代表権を有する者の氏名を証する書面（個人の場合にはその住所を証する書面）

その他、本会が必要と認めた書類

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会において、その可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 会員は、入会申込書及びその添付書類に記載された事項に変更があった場合には、その内容を文書により会長に届け出なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総会において特に承認された場合にあっては、会費の納入を免除することができる。

(資 格 喪 失)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

退会したとき

死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

除名されたとき

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

本会の定款又は規則に違反したとき

本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

本会の目的に支障を及ぼす重大な義務の不履行があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

理事17人以上22人以内

監事3人

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において会員又は会員の役職員の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、役員数の3分の1に限り会員以外の者を理事又は監事に選任することができる。

2 会長、副会長、常務理事は理事の互選により定める。

3 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者及び所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とし、並びに同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にあるものであってはならない。又本会の職員が含まれてはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

- 3 常務理事は、会長・副会長を補佐し、協会の常務を統括し、会長および副会長に事故あるとき、又は会長、副会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款又は総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 本会の財産の状況を監査すること
 - 理事の業務の執行状況を監査すること
 - 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は群馬県知事に報告すること
 - 前号の報告をするため必要があるときは、総会及び理事会の招集を請求し、若しくは総会を招集すること

(任 期)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了により退任した場合は、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の3分の2以上の議決に基づき、これを解任することができる。
- 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

第4章 顧 問

(顧 問)

- 第17条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問は本会運営上の重要な事項について会長の諮問に答え、または総会・理事会に出席して意見を述べるができる。
 - 4 顧問の任期は、第15条第1項の規定を準用する。この場合において「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第5章 総 会

(種 別)

- 第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

定款の変更

役員を選任及び解任

会員の除名

解散

残余財産の処分

会費の額及びその徴収方法の決定又は変更

事業計画及び収支予算の決定又は変更

事業報告、収支計算、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

長期借入金、権利の放棄又は義務の負担

その他運営に関する重要事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、若しくは監事が招集するとき

(招 集)

第22条 総会は、第14条第5項第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

(定 足 数)

第24条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において議長は会員として議決に加わる権利を有さない。

(書面表決等)

第26条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(議 事 録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

総会の日時及び場所

会員の現在数

出席した会員数及び出席者の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を記載すること）

審議事項及び議決事項

議事の経過の概要及びその結果

議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第6章 理 事 会

(構 成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

総会に付議すべき事項

総会の議決した事項の執行に関する事項

その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

会長が必要と認めたとき
理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の
請求があったとき

14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催の7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第30条第3項第3号の規定により招集された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数等)

第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるものは「理事会」と、「会員」とあるものは「理事」と読み替えるものとする。ただし、理事会における理事の書面表決及び代理人による表決は、やむを得ない理由のため理事が理事会に出席できないときに限り、これをなすことができるものとする。

第7章 委 員 会

(委 員 会)

第34条 本会に、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

設立当初の財産目録に記載された財産

会費

寄附金品

国等からの助成金・補助金等

財産から生ずる収入

事業に伴う収入

その他の収入

（財産の管理）

第36条 本会の財産は、会長が管理し、その管理方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

（経費の支弁）

第37条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第38条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会において3分の2以上の議決を経て、群馬県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（暫定予算）

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 第1項の暫定予算に基づく収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支計算）

第40条 本会の事業報告及び収支計算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録その他参考となるべき書類を作成し、監事の監査を受け、その会計年度終了後3か月以内に総会の議決を得なければならない。又、会計年度終了後3か月以内にこれを群馬県知事に報告しなければならない。この場合において、財産の総額に変更があったときは2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

（長期借入金）

第41条 本会が、資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を経て、かつ群馬県知事の承認を得なければならない。

（業務方法書及び業務規程）

第42条 この定款に定めるもののほか、協会の業務運営に関し必要な事項は、理事会又は総会の議決を経て、会長が業務方法書等に定める。

(会計年度)

第 4 3 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 4 条 この定款は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、群馬県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 4 5 条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 148 条第 1 項及び第 4 号から第 6 号の規定によるほか、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、群馬県知事の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第 4 6 条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、群馬県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する法人に寄附するものとする。

第 1 0 章 事務局及び職員

(事 務 局)

第 4 7 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所定の職員を置く。

3 職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 1 1 章 業務及び財務等に関する資料の備置及び閲覧

(業務及び財務等に関する資料の備置及び閲覧)

第 4 8 条 事務所においては、次の各号に掲げる業務及び財務等に関する資料を備え置き、原則として一般の閲覧に供しなければならない。

定款

役員名簿

会員名簿

事業報告書

収支計算書

正味財産増減計算書

貸借対照表

財産目録

事業計画書

収支予算書

その他必要な帳簿及び書類

- 2 定款、役員名簿及び会員名簿は、可能な限り最新の状態で常に備え置くものとする。
- 3 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、当該会計年度の終了後、原則として3か月以内に備え、5年間備え置くものとする。
- 4 事業計画書及び収支予算書は、当該会計年度の開始後、原則として3か月以内に備え、次会計年度の事業計画書及び収支予算書が備えられるまで、備え置くものとする。

第12章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、群馬県知事の認可のあった日から施行する。